

第 2 9 回

大網白里市農業委員会総会議事録

令和 3 年 9 月 1 0 日 (金)

中央公民館 講堂

第29回大網白里市農業委員会総会議事録

1、開催日時 令和3年9月10日（金）

2、開催場所 中央公民館 講堂

3、招集者 大網白里市農業委員会会長 布施和彦

4、出席委員（17名）

1番	加藤岡 一 弘	2番	内 山 充 弘
3番	中 村 和 敏	4番	積 田 敏 春
5番	川 嶋 一 美	6番	林 千佳夫
7番	榎 澤 正 治	8番	板 倉 小百合
9番	内 海 亮 一	10番	梅 原 英 男
11番	若 菜 義 人	12番	志 賀 典 夫
13番	齋 藤 重 幸	14番	布 施 和 彦（会長）
15番	鵜 澤 英 夫（職務代理者）	16番	今 関 喜 明
17番	蔭 山 秀 男		

5、欠席委員（なし）

6、議事日程 第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
（整理番号1～6）

第4 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
（整理番号1）

第5 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
（整理番号1）

第6 議案第4号 大網白里市農用地利用集積計画の作成について
（利用権設定）

第7 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
（整理番号1）

第8 報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について
（整理番号1～2）

第9 報告第3号 軽微な農地改良の届出について
(整理番号1)

第10 報告第4号 農地の転用事実に関する照会について
(整理番号1～13)

第11 報告第5号 東金税務署からの照会について
(整理番号1)

7、農業委員会事務局職員

事務局長	大塚	好	主査	千葉	利憲
主任書記	戸田	久子	主任書記	小田切	基樹

◎開 会

○議長 ただいまから第29回大網白里市農業委員会を開会いたします。

出席委員は17名中17名で、定足数に達しておりますので総会は成立しております。

(午後 3時05分)

◎議事録署名委員の指名

○議長 日程第1、議事録署名委員の指名について、お諮りいたします。

議事録署名委員は、議長において指名することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご異議ないものと認め、指名いたします。

齋藤重幸委員、鶴澤英夫委員、両名をお願いいたします。

◎会議書記の指名

○議長 次に、日程第2の会議書記は、事務局職員の千葉主査を指名いたします。

◎議案第1号(整理番号1～6)

○議長 次に、日程第3、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

なお、議案第1号の案件は6件予定されておりますが、整理番号6の案件につきましては、中村和敏委員が大網白里市農業委員会会議規則第10条の規定による議事参与の制限に該当いたしますので、当該案件を審議する際には退室していただくこととなります。

つきましては、整理番号1から5の案件を先行して審議したいと思いますので、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご異議ないということですので、それでは事務局から議案第1号の整理番号1から5の案件について、説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、議案書の1ページをご覧ください。

議案第1号でございます。

各権利者、義務者につきましては、議案書のとおりとなります。

整理番号1。申請地は、細草字新山の地目、畑が6筆、合計面積1万573平方メートルを

売買により所有権移転をしようとするものでございます。理由につきましては、権利者は経営規模を拡大するため、義務者は経営規模を縮小するためであります。

案件の位置につきましては、図面の①に1-1と表記された箇所が当該地であり、詳細資料につきましては、A4判縦の1ページから8ページとなります。

次に、整理番号2。申請地は、柳橋字出戸及び字前田の地目、田が2筆、合計面積1,118平方メートルを売買により所有権移転をしようとするものでございます。理由につきましては、権利者は経営規模を拡大するため、義務者は耕作できないためであります。

案件の位置につきましては、図面の②に1-2と表記された箇所が当該地であり、詳細資料につきましては、A4判縦の9ページから14ページとなります。

続きまして、議案書の2ページをご覧ください。

整理番号3。申請地は、九十根字塔之前的地目、畑が1筆、面積1,001平方メートルを売買により所有権移転をしようとするものでございます。理由につきましては、権利者は経営規模を拡大するため、義務者は耕作できないためであります。

案件の位置につきましては、図面の②に1-3と表記された箇所が当該地であり、詳細資料につきましては、A4判縦の15ページから18ページとなります。

次に、整理番号4。申請地は、大網字道面の地目、田が1筆、面積991平方メートルを売買により所有権移転をしようとするものでございます。理由につきましては、権利者は近くを耕作しているため、義務者は財産処分によるためであります。

案件の位置につきましては、図面の③に1-4と表記された箇所が当該地であり、詳細資料につきましては、A4判縦の19ページから22ページとなります。

続きまして、議案書の3ページをご覧ください。

整理番号5。申請地は、細草字外山の地目、畑が1筆、面積607平方メートルを競売により所有権移転をしようとするものでございます。理由につきましては、経営規模を拡大するためであります。

本案件は、農地として利用する目的で、千葉地方裁判所の競売に参加するに当たり、買受適格証明書を交付いたしました。その後、競売農地を落札され、落札者になったことを証する書面を添えて、農地法第3条の申請が行われたものでございます。

案件の位置につきましては、図面の①に1-5と表記された箇所が当該地であり、詳細資料につきましては、A4判縦の23ページから26ページとなります。

以上、整理番号1から5につきましては、権利者の農業従事日数、農業機械の保有状況、

経営面積などから、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件を満たしていると認められます。

説明は以上でございます。

○議長 ただいま事務局から議案説明がありました。関連して担当委員の方から調査報告をお願いいたします。

それでは、整理番号1から2の案件について、一括して榎澤正治委員、よろしくお願いたします。

○榎澤委員 それでは、議案第1号、整理番号1について、調査報告をいたします。

まず、内容につきましては事務局の説明のとおりでございます。

この案件につきましては、義務者、譲渡人と9月5日にお会いし、内容を確認いたしました。内容については、間違いがないとのことでした。また、今回の土地は耕作ができないため、申請に至ったということでありました。

そして、日時は前後しますが、去る9月3日16時に、権利者、譲受人と内容について間違いがないとのことでした。また、現地は6年前ぐらいから耕作を放棄したとのこと。除草作業は会社に依頼し実施されたとのことでした。また、現地は草が生えておりました。

除草し、トラクターによる耕起を実施すれば、元の畑に復元できる状態でありました。

権利者、譲受人は復元し、ニンニク栽培を実施するというところでございました。譲受人は既存の農業者であり、農業機械は整っておりますが、問題がないと思いますので、慎重審議、よろしくお願いたします。

次に、議案第1号、整理番号2について、調査報告をいたします。

内容につきましては、事務局の説明のとおりであります。

譲渡人、義務者と9月1日に義務者の自宅において、内容を確認いたしました。高齢、または後継者がいないために、売買による所有権移転に至ったとのこと、内容には間違いがないとのことでありました。また、譲受人、権利者と9月1日に現地でお会いし、申請土地の隣は権利者の土地であり、一枚田として利用できるのも、買い取ることにしたとのことでありました。また、規模は拡大できるということでもございました。

譲受人は既存の農業者であります。農業機械も整っておりますので、問題はないと思いますが、皆様方の慎重審議、よろしくお願いたします。

以上です。

○議長 ご苦労さまでした。

続きまして、整理番号3の案件について、中村和敏委員、よろしくお願ひいたします。

○中村委員 では、整理番号3の調査報告をいたします。

整理番号3については、事務局の説明のとおりです。

今月5日、義務者並びに権利者と現地にて話を伺いました。

義務者は以前より管理を権利者にお願ひしたいとのことでした。義務者は体調も思わしくなく、後継者もないため、今後、管理もできないということで権利者に話したところ、引き受けてくれるとのこと、今回の申請に至ったことです。

現地もきれいに管理されており、問題はないと思いますが、皆様の慎重審議、よろしくお願ひします。

以上です。

○議長 ご苦労さまでした。

続きまして、整理番号4の案件について、積田敏春委員、よろしくお願ひいたします。

○積田委員 議案第1号、整理番号4について、調査報告申し上げます。

内容は、事務局の説明のとおりです。

本件は8月の総会で、権利者が不適なため不許可としたものですが、今回、権利者を変更して再申請のものです。

9月2日に、義務者本人から再聴取しました。

義務者は、昨年7月に死亡した本件の土地所有者の相続財産管理人の弁護士です。故人のいとこが特別縁故者として相続財産管理人の選任をしたことにより、義務者が裁判所から選任されたとのことでした。義務者が本件申請代理人に再度土地の売却を依頼し、本件の申請となったとのことでした。

9月2日に再度現地調査も行いました。そして、権利者から聴取しています。本件の田は今年も耕作されており、問題はありません。

権利者は夫や両親の協力を得て農業を営んでいます。親の農業者年金との兼ね合いで、権利者での申請となりました。権利者からの聴取では本件申請の経緯は、当初、本件の田の賃借人に購入を依頼し断られ、次に、隣の田の所有者に購入を依頼するも、許可が出なかったことから最終的に隣地の田を借りて耕作していること、さらには近隣に田を所有していることから、申請代理人から権利者に購入の依頼があったとのことでした。

権利者は、現に家族で農業を営み、権利者の購入経緯については承知しており、何ら問題なき案件と思われまふ。

以上につき、慎重なる審議をお願いいたします。

○議長 ご苦労さまでした。

続きまして、整理番号5の案件について、若菜義人委員、よろしくお願いいたします。

○若菜委員 それでは、議案第1号、整理番号5について、調査報告を申し上げます。

内容については、ただいま事務局説明のとおりでございます。

まず、この案件ですけれども、先月の総会の折に、権利者に売買適格証明について調査報告を申し上げ、賛成を得たところです。今回は権利者が競売に参加し落札したことにより、所有権移転を行う案件でございます。

調査は8月30日に電話により本人と直接話を伺い、調査を行いました。内容は申請書の営農計画書の記載のとおり、落花生、ネギ等の作付計画をしているとのことでした。

権利者は農機具を所有しており、稲作を主に農業をしている方でございます。

以上のような調査結果でした。委員の皆さんの慎重なるご審議をお願いいたします。

○議長 ご苦労さまでした。

それでは、これより整理番号1から5について、質疑に入ります。

希望者はありますか。

(発言する者なし)

○議長 よろしいですか。

(発言する者なし)

○議長 よろしければ、質疑を終結し、議題に供しております議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、整理番号1から5について、順次採決いたします。

議案第1号、整理番号1について、許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第1号、整理番号1は許可とすることに決定されました。

次に、議案第1号、整理番号2について、許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第1号、整理番号2は許可とすることに決定されました。

次に、議案第1号、整理番号3について、許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第1号、整理番号3は許可とすることに決定されました。

次に、議案第1号、整理番号4について、許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第1号、整理番号4は許可とすることに決定されました。

次に、議案第1号、整理番号5について、許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第1号、整理番号5は許可とすることに決定されました。

続きまして、整理番号6の案件について審議に入ります。

整理番号6の案件につきましては、中村和敏委員が議事参与の制限に該当いたしますので、ここで退室をお願いいたします。

(中村和敏委員 退室)

○議長 それでは、事務局から整理番号6の案件について、説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、議案書の3ページをご覧ください。

権利者、義務者につきましては、議案書のとおりとなります。

整理番号6。申請地は、長国字笹苗代及び字高台の現況地目、畑が4筆、合計面積1,452平方メートルを売買により所有権移転をしようとするものでございます。理由につきましては、権利者は経営規模を拡大するため、義務者は耕作できないためであります。

案件の位置につきましては、図面の②に1-6と表記された箇所が当該地であり、詳細資料につきましては、A4判縦の27ページから32ページとなります。

以上、整理番号6につきましては、権利者の農業従事日数、農業機械の保有状況、経営面積などから、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件を満たしていると認められます。

説明は以上でございます。

○議長 ただいま事務局から議案説明がありましたが、関連して担当委員の方から調査報告をお願いいたします。

それでは、整理番号6の案件について、内山充弘委員、よろしく申し上げます。

○内山委員 それでは、議案第1号、整理番号6について、調査報告を申し上げます。

理由としては、事務局の説明のとおりです。

申請地については、詳細資料の30ページ、31ページをご覧ください。

9月7日に申請地を確認してきました。マキの木が多くあり、雑草も多く見えましたが、機械等を使えばきれいになる状態でした。

権利者、義務者には9月8日に電話にて確認を取りました。権利者、義務者はご近所の間柄でしたが、義務者は現在、市外に住まれており体調も悪いため、耕作できないそうです。

また、以前より、申請地の畑の売買の話をお願いしていたそうです。権利者に伺いますと、経営規模を拡大したい考えと、自宅から近く、管理しやすいことから、今回の申請に至ったとのことで、今後、きれいに管理をしていきたいと話されておりました。

権利者、義務者とも申請内容に間違いがないという返事をいただきました。

権利者は認定農業者で、意欲的な方で、農機具が整っており、問題ないと思われそうですが、皆様方の慎重なるご審議をお願いいたします。

以上です。

○議長 ご苦労さまでした。

それでは、これより整理番号6について、質疑に入ります。

希望者はありますか。

(発言する者なし)

○議長 よろしいですか。

(発言する者なし)

○議長 よろしければ、質疑を終結し、議題に供してあります議案第1号、整理番号6について、採決いたします。

議案第1号、整理番号6について、許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第1号、整理番号6は許可とすることに決定されました。

ここで、中村和敏委員を入室させてください。

(中村和敏委員 入室)

◎議案第2号(整理番号1)

◎議案第3号(整理番号1)

○議長 次に、日程第4、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。なお、本日審議いただく議案第2号整理番号1の案件は、日程第5、議案第3

号 農地法第5条の規定による許可申請についての整理番号1の案件と土地が同一地番で関連がありますことから、一括して上程し、審議をお願いしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご異議ないとのことですので、事務局から議案第2号整理番号1及び議案第3号整理番号1について説明をお願いいたします。

○事務局 議案書の4ページをご覧ください。

申請者及び権利者、義務者につきましては、議案書のとおりとなります。

議案第2号整理番号1。申請地は、大竹字大崎の現況地目、畑が1筆、面積1,509平方メートルのうち、905.67平方メートルを長屋住宅用地に転用しようとするものでございます。

案件の位置につきましては、図面の③に2-1と表記された箇所が当該地であり、詳細資料につきましては、A4判縦の33ページから45ページになります。

建築物の概要は、長屋住宅が1棟で木造2階建て、建築面積は275.95平方メートルでございます。

事業を行う理由につきましては、申請地を農地として維持していくことは難しく、親類でもほかに耕作できる者がおらず、今後の生活を考慮し、安定収入を得るために計画したとのことです。

最初に、転用の許可基準となります立地基準でございます。申請地は、農振農用地区域外の第1種農地に該当すると考えられ、原則として許可することができない農地ではありますが、例外的な許可要件である住宅のほか、周辺地域居住者の日常生活上、または業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに該当すると考えられます。

次に、一般的基準でございます。まず、申請目的実現の確実性についてですが、資金計画につきましては、資金計画書が添付されており、全額を金融機関からの借入金により賄う計画であり、金融機関の融資証明書が添付されており、実現性に支障はないと考えられます。

次に、転用行為の妨げになる権利につきましては、公簿により確認したところ支障はないものと認められます。

次に、周辺農地の営農条件への支障についてでございますが、造成計画は敷地内で切土、盛土後に整地を行い、周囲に擁壁及びフェンスを設置することにより土砂の流出を防ぐ計画となっております。

排水につきましては、汚水及び雑排水は合併浄化槽で処理後、既設の市道側溝に放流する

計画となっております。

雨水は、浸透アスファルト舗装のオーバーフロー分を敷地内の管渠型側溝、宅内横断側溝を經由し、既設の市道側溝に放流する計画となっております。

なお、排水を放流するに当たり、地元区の排水同意書が添付されております。

これらの計画内容から、土砂の流出、日照、通風等営農条件に関する影響はないものと考えられます。

次に、他法令の関係でございますが、都市計画法の開発行為許可申請等必要な関連手続の申請書類の写しが添付されております。

議案書の5ページをご覧ください。

議案第3号整理番号1。申請地は、大竹字大崎の現況地目、畑が1筆、面積1,509平方メートルのうち、604.2平方メートルを使用貸借権設定し、長屋住宅用地に転用しようとするものでございます。

案件の位置につきましては、図面の③に3-1と表記された箇所が当該地であり、詳細資料につきましては、A4判縦の46ページから52ページになります。

建築物の概要は、長屋住宅が1棟で木造2階建て、建築面積は226.37平方メートルでございます。

事業を行う理由につきましては、申請地は子の所有地ですが、農地として維持していくことは難しく、親類でもほかに耕作できる者がおらず、今回、子が同地にアパートの建築を計画しており、2棟建築可能なことから、2人で一緒にアパートを経営する計画を立て、今後の安定収入を得るために計画したとのことです。

最初に、転用の許可基準となります立地基準でございます。申請地は、農振農用地区域外の第1種農地に該当すると考えられ、原則として許可することができない農地ではありますが、例外的な許可要件である住宅のほか、周辺地域居住者の日常生活上、または業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに該当すると考えられます。

次に、一般的基準でございます。まず、申請目的実現の確実性についてですが、資金計画につきましては、資金計画書が添付されており、全額を金融機関からの借入金により賄う計画であり、金融機関の融資証明書が添付されており、実現性に支障はないと考えられます。

次に、転用行為の妨げになる権利につきましては、公簿により確認したところ支障はないものと認められます。

次に、周辺農地の営農条件への支障についてでございますが、造成計画は敷地内で切土、

盛土後に整地を行い、周囲にフェンスを設置することにより土砂の流出を防ぐ計画となっております。

排水につきましては、汚水及び雑排水は合併浄化槽で処理後、既設の市道側溝に放流する計画となっております。

雨水は、浸透アスファルト舗装のオーバーフロー分を敷地内の宅内側溝及び宅内横断側溝を経由し、既設の市道側溝に放流する計画となっております。

なお、排水を放流するに当たり、地元区の排水同意書が添付されております。

これらの計画内容から、土砂の流出、日照、通風等営農条件に関する影響はないものと考えられます。

次に、他法令の関係でございますが、都市計画法の開発行為許可申請等必要な関連手続の申請書類の写しが添付されております。

説明は以上でございます。

○議長 ただいま、事務局から議案説明がありました。関連して担当委員の方から、調査報告をお願いいたします。

それでは、議案第2号整理番号1及び議案第3号整理番号1の案件について、一括して若菜義人委員、よろしくをお願いいたします。

○若菜委員 それでは、議案第2号、整理番号1及び議案第3号、整理番号1について調査報告を申し上げます。

内容については、それぞれ事務局の説明がありましたとおりでございます。

まず、この2件の案件ですが、それぞれ農地法の第4条、第5条による許可申請内容で異なりますが、この両名の関係は母と子の親子関係であり、同一地番にアパート2棟を建設するものでございます。

農地法の第4条の申請者は、申請者本人の土地所有であり、本人が許可申請するものであり、農地法の第5条の案件は義務者が権利者に貸付けを行い、アパート建設を行うための許可申請でございます。この2件の許可申請は、同居家族であることから、一括して調査報告をさせていただきます。

調査は9月3日、権利者、義務者の自宅で、林委員と私とで伺い、面談により直接聞き取り調査を行いました。今回の許可申請は申請内容のとおり、権利者の方が高齢により将来農業を営むことが困難、または、義務者の方も勤めをしており、農業は難しいものと考えており、今回の許可申請に至ったとのことでした。

現地は、林委員も私もよく存じており、アパート建設には支障がないものと考えられます。

申請者の説明によれば、この地域の区長、地権者の方、関係者に話をしており、了解を得ているとのことでした。

以上のような調査結果でした。委員皆様の慎重なるご審議をお願いいたします。

○議長 ご苦労さまでした。

これより議案第2号整理番号1及び議案第3号整理番号1について、質疑に入ります。

希望者はありますか。

(発言する者なし)

○議長 よろしいですか。

(発言する者なし)

○議長 よろしければ、質疑を終結し、議題に供しております議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請について、整理番号1及び議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請について、整理番号1について、採決いたします。

議案第2号整理番号1及び議案第3号整理番号1について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第2号整理番号1及び議案第3号整理番号1は原案のとおり決定されました。

よって、議案第2号整理番号1及び議案第3号整理番号1につきましては、原案のとおり許可相当として、県知事に意見を送付いたします。

◎議案第4号(利用権設定)(整理番号1～7)

○議長 次に、日程第6、議案第4号、大網白里市農用地利用集積計画の作成についてを議題といたします。

なお、本日審議いただく整理番号2から7の案件は、農地中間管理事業により利用権設定をするものであります。

それでは、事務局から議案第4号の案件について、説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、議案書の6ページをご覧ください。

議案第4号でございます。

本案は、農業経営基盤強化促進法に基づき、大網白里市長から農業委員会長に意見を求め

られたものでございます。

次の議案書7ページに、利用権設定総括表がありますので、読み上げ説明いたします。

利用権の設定を受ける者4人、利用権の設定をする者9人、利用権の設定をする農用地の筆数及び面積は、田が14筆で、合計面積2万9,931平方メートル、畑が7筆で、合計面積1万52平方メートル、田、畑を合せた合計面積は3万9,983平方メートルでございます。

続きまして、議案書の8ページをご覧ください。

利用権の設定等を受ける者の農業経営の状況等でございます。

次に、議案書の9ページをご覧ください。

農用地利用集積計画でございます。今回の契約の種別は新規契約が6件、更新契約が1件でございます。

所在地名、地目、面積、設定期間、対価の支払い、契約の種別、備考の順に説明いたします。また、各借受人、貸付人の住所、氏名につきましては議案書のとおりとなります。

はじめに、整理番号1。細草地内の畑が1筆、面積525平方メートル、3年、金納。10アール当たり、1万円。更新で、借受人は認定農業者であります。

次の整理番号2から7につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の2により、農用地利用集積計画において、当該農地を中間管理機構が賃借権の設定等を受ける農用地等を同時に賃借権の設定等する場合には、農用地利用配分計画によらず、当該賃借権の設定等を行うことができるとされており、同条第3項第4号に基づき、農地中間管理機構である公益社団法人千葉県園芸協会より、千葉県知事に協議を諮り、同意が得られていることを申し添えます。

整理番号2。四天木地内の畑が3筆、合計面積6,245平方メートル、10年、金納。10アール当たり、1万円。新規で、借受人は認定農業者であります。

次に、整理番号3。四天木地内の畑が1筆、面積991平方メートル、10年、金納。10アール当たり、1万円。新規で、借受人は認定農業者であります。

続きまして、議案書の10ページをご覧ください。

整理番号4。南今泉地内の田が5筆、合計面積1万2,623平方メートル、10年、金納。10アール当たり、米60キログラム相当額。新規で、借受人は認定農業者であります。

次に、整理番号5。南今泉地内の田が3筆、合計面積4,722平方メートル、10年、金納。10アール当たり、米60キログラム相当額。新規で、借受人は認定農業者であります。

続きまして、議案書の11ページをご覧ください。

整理番号6。南今泉地内の田が6筆、合計面積1万2,586平方メートル、10年、金納。10アール当たり、米60キログラム相当額。新規で、借受人は認定農業者であります。

次に、整理番号7。細草地内の畑が2筆、合計面積2,291平方メートル、10年、金納。10アール当たり、1万円。新規で、借受人は認定新規就農者であります。

以上、整理番号1から7の内容につきましては、農業従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと認められます。

説明は以上でございます。

○議長 ただいま事務局から議案説明がありました。整理番号1につきましては契約が更新の案件のため、調査報告は省略させていただきます。

また、整理番号2から7につきましては、貸付人、借受人、公益社団法人千葉県園芸協会及び市農業振興課の4者により、農地の貸し借りについて、既に確認がされているため、農業委員による調査は不要であるという申合せがされておりますので、調査報告は省略させていただきます。

これより、整理番号1から7について、一括して質疑に入ります。

希望者はありますか。

(発言する者なし)

○議長 よろしいですか。

(発言する者なし)

○議長 よろしければ、質疑を終結し、議題に供しております議案第4号整理番号1から7について、一括して採決することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご異議ないものと認め、一括して採決いたします。

それでは、議案第4号、大網白里市農用地利用集積計画の作成について整理番号1から7を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第4号、整理番号1から7は原案のとおり承認することに決定いたしました。

◎報告第1号(整理番号1)～報告第5号(整理番号1)

○議長 次に、日程第7、報告第1号、農地法第3条の3第1項の規定による届出について、

日程第8、報告第2号、農地法第5条第1項第7号の規定による届出について、日程第9、報告第3号、軽微な農地改良の届出について、日程第10、報告第4号、農地の転用事実に関する照会について、日程第11、報告第5号、東金税務署からの照会についてを一括して報告いたします。

報告事項に係る質疑、発言等につきましては、報告事項が終了した後に一括して行うことといたします。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、議案書の12ページをご覧ください。

報告第1号ですが、議案書のとおり1件の届出がありました。

届出の内容につきましては相続により所有権を取得したことから、届出があったものでございます。

農地の所在地、届出者につきましては、議案書に記載のとおりでございます。

届出書類は調べておりましたので、受理しております。

次に、議案書の13ページをご覧ください。

報告第2号ですが、議案書のとおり2件の届出がありました。

内容につきましては、市街化区域内にある地目が農地である届出地を権利設定、または移転に伴い、転用しようとするものでございます。

整理番号1は、所有権移転に伴い住宅用地にしようとするものでございます。

整理番号2は、所有権移転に伴い戸建分譲用地にしようとするものでございます。

各農地の所在地、権利者、義務者につきましては、議案書に記載のとおりでございます。

届出書類は調べておりましたので、受理しております。

次に、議案書の14ページをご覧ください。

報告第3号ですが、議案書のとおり1件の届出がありました。

内容につきましては、市街化区域内にある水田に盛土を行うものでございます。

農地の所在地、土地所有者等につきましては議案書に記載のとおりでございます。

届出書類は調べておりましたので、届出書は受理しております。

次に、議案書の15ページから21ページをご覧ください。

報告第4号ですが、議案書のとおり13件の照会がございました。

法務局より照会がありましたので、照会地を農業委員、推進委員と現地を確認しました。

結果につきましては、整理番号1は現地調査の結果、耕作されていない農地の状態であり

ました。本件土地は、平成3年8月20日付で農地法第5条の規定による一時転用の許可を受け、仮設調整池として利用後、田に復元しております。

なお、雑草等が繁茂しておりますが、通常、農家が保有している耕運機やトラクター等の農業機械を使用すれば、再び農地として耕作することが可能な土地であることから農地として回答しております。

次に、整理番号2。現地調査の結果、山林の状態でありました。さらに、平成7年11月2日撮影の航空写真でも同様な状態であり、20年以上経過していることから、非農地として回答しております。

次に、整理番号3。現地調査の結果、山林の状態でありました。さらに、平成7年11月2日撮影の航空写真でも同様の状態であり、20年以上経過していることから、非農地として回答しております。

次に、整理番号4。現地調査の結果、宅地として使用されておりました。さらに、平成7年以降は宅地課税となっており、平成7年11月2日撮影の航空写真でも同様の状態であり、20年以上経過していることから、非農地として回答しております。

次に、整理番号5。現地調査の結果、駐車場用地として使用されておりました。さらに、平成20年以降は雑種地課税となっており、平成7年11月2日撮影の航空写真でも同様の状態であり、20年以上経過していることから、非農地として回答しております。

次に、整理番号6。現地調査の結果、耕作されていない農地の状態でありました。また、平成7年11月2日撮影の航空写真では、隣接している山林の日陰となっていて詳細状況は確認ができませんでした。本件土地は更地の状態で、山林化しているとは見受けられないことから、農地として回答しております。

次に、整理番号7。現地調査の結果、山林の状態でありました。さらに、平成30年以降は山林課税となっており、平成7年11月2日撮影の航空写真でも同様の状態であり、20年以上経過していることから、非農地として回答しております。

次に、整理番号8。現地調査の結果、倉庫が建っており、宅地と一体的に使用されておりました。さらに、平成12年以降は宅地課税となっており、平成7年11月2日撮影の航空写真でも同様の状態であり、20年以上経過していることから、非農地として回答しております。

次に、整理番号9。現地調査の結果、耕作されていない農地の状態でありました。また、平成7年11月2日撮影の航空写真では、隣接している山林の日陰となっていて詳細状況は確認ができませんでした。本件の土地は、更地の状態で山林化しているとは見受けられず、農

地として利用可能な状態であることから、農地として回答しております。

次に、整理番号10。現地調査の結果、樹木は伐採されておりましたが、平成30年以降は山林課税となっており、平成7年11月2日撮影の航空写真でも山林の状態であり、20年以上経過していることから、非農地として回答しております。

次に、整理番号11。現地調査の結果、宅地と一体的に使用されておりました。さらに、平成18年以降は宅地課税となっており、平成7年11月2日撮影の航空写真でも同様の状態であり、20年以上経過していることから、非農地として回答しております。

次に、整理番号12。現地調査の結果、宅地と一体的に使用されておりました。さらに、平成18年以降は宅地課税となっており、平成7年11月2日撮影の航空写真でも同様の状態であり、20年以上経過していることから、非農地として回答しております。

次に、整理番号13。現地調査の結果、宅地の一部として使用されておりました。さらに、平成12年以降は宅地課税となっており、平成7年11月2日撮影の航空写真では建物が建っていたと思われませんが、現地調査時は建物はなく、宅地の一部となっている状態であることから、非農地として回答しております。

次に、議案書の22ページをご覧ください。

報告第5号ですが、議案書のとおり1件の照会がございました。

東金税務署より照会がありましたので、照会地を農業委員、推進委員と現地を確認しました。結果につきましては、議案書に記載のとおり回答しております。

説明は以上でございます。

○議長 事務局から報告第1号から第5号まで説明が終了しましたので、質疑のある方は挙手をお願いいたします。

(発言する者なし)

○議長 よろしいですか。

(発言する者なし)

○議長 特に発言がないようですので、日程第7から日程第11までの報告事項を終わります。

この際ですから、ほかにご意見、連絡等があれば、各委員、または事務局からお願いいたします。

若菜義人委員。

○若菜委員 自席から失礼いたします。

農地部会から、皆様方をお願いがございます。

貴重な時間ではございますけれども、少し時間をいただきたいと思えます。

まず初めに、先般7月6日から8月11日の間、市内を15班に分けて、農地パトロールを実施いたしました。

皆様方には、お忙しい中ご協力をいただきましたことにつきまして、御礼を申し上げます。

例年であれば、本総会で遊休農地活用のための利用意向調査を行うお願いをしておりましたけれども、農林水産省におきまして、本年6月に遊休農地に関する措置の計画的な実施についてと荒廃農地の発生・解消状況に関する調査を統合し、遊休農地に関する措置の状況に関する調査要領が定められました。

したがって、利用状況調査及び利用意向調査について変更点がありますことから、総会閉会後に農地パトロール推進会議を開催し、詳細について事務局から説明をしていただきたいと思います。利用状況調査後の変更となり、大変お手数をおかけいたしますが、農地法に定められた業務でありますので、何とぞよろしくお願いいたします。

以上が農地部会からのお願いでございます。

以上です。

○議長 ご苦労さまでした。

ただいまの農地部会からのお願いについて、農業委員及び推進委員の皆様には、後ほどご協力のほどよろしくお願いいたします。

ほかにございませんか。

事務局、お願いします。

○事務局 事務局から1点、お知らせがあります。

次期、第23期の農業委員及び推進委員の推薦、公募におけるスケジュールですが、10月中旬に農家組合回覧、11月に推薦、公募の受付を行う予定で進めてまいりますので、ご協力をお願いいたします。

以上でございます。

○議長 ただいま、事務局からの連絡事項について質疑等のある方は、挙手をお願いいたします。

(発言する者なし)

○議長 よろしいですか。

(発言する者なし)

○議長 ほかにございませんか。

(発言する者なし)

◎閉 会

○議長 本日予定していた日程は全て終了いたしました。

慎重審議をいただき、ありがとうございました。

これをもちまして、第29回大網白里市農業委員会総会を閉会といたします。

(午後 4時00分)

上記会議の顛末を録し相違ないことを証するためここに署名する。

令和3年9月10日

農業委員会長

布施和彦

署名委員

鴫澤英夫

署名委員

齋藤重幸